

平成13年度第3回熊本県環境影響評価審査会 議事概要

日時：平成13年6月25日（月）午前10時00分～午前11時10分

場所：熊本テルサ2階 「ひばり」

出席者

熊本県環境影響評価審査会：今江会長、江端委員、鈴木委員、園田委員、西岡委員、
弘田委員、藤木委員、堀委員、村田委員、吉田委員

事務局：熊本県環境生活部環境政策課職員（田中課長、古庄課長補佐、真田課長補佐、
矢野参事、藤山主事）

事業者：熊本県土木部港湾課職員（辻課長、大塚課長補佐、山下主幹、前田参事）
コンサルタント会社職員

議題

八代港公有水面埋立事業に係る環境影響評価準備書について

議事概要

1 事業及びアセスの概要について

審査会事務局（環境政策課）から、今回事業概要の説明並びに環境影響評価法に基づくこれまでの手続きの経過及び今後の手続きの流れについて説明が行われた。

2 アセス審査会意見（案）について

「八代港公有水面埋立事業に係る環境影響評価準備書」に関する熊本県環境影響評価審査会意見（案）（各委員の個別意見をもとに審査会事務局が作成）に基づき審議が行われた。

各委員の主な意見等は別紙のとおり。

配布資料

- 1 「八代港公有水面埋立事業に係る環境影響評価準備書」に関する熊本県環境影響評価審査会意見（案）
- 2 「八代港公有水面埋立事業に係る環境影響評価準備書」に関する関係課意見の概要

(別紙)

審査会委員の主な意見等

1 水環境について

【委員発言1】

底質の調査結果については、資料編に結果が出ているが、現在の浚渫に関するデータについて、参考となるような資料はあるか。データがあれば、参考に活用して欲しい。

【事務局回答】

事業者を確認した結果、各港湾からの浚渫土砂のデータは、地域振興局が持っているとのこと。

【委員発言2】

これまで海の底にあり、安定した状態となっていると思われるが、これまでの浚渫土砂のデータがあれば、それを参考にし、活用して欲しい。

【委員発言3】

埋立地に持ってくる浚渫土砂については、窒素・燐まで調べることでお願いしているが、浚渫そのものについて、審査会として意見を言うことはできないのだろうか。

浚渫する土砂が非常に窒素や燐が多いものだと、浚渫する際に周辺に広がることもある。埋立てするための浚渫に関しては、審査会として意見を言えないものだろうか。

【事務局回答】

本事業地と異なる場所での浚渫行為については、今回のアセスメントからの直接のチェックはできないと考えられるが、当然、事業者が環境に配慮して、委員から指摘があった濁り、攪乱による窒素・燐等の溶出による周辺への影響について配慮すべき事柄ではないかと考える。

【委員発言4】

できることであれば、事務局の方で指摘等をしてもらいたい。

【委員発言5】

1の(水環境)に関して、事前の浚渫土砂について調査する項目に、有機スズ化合物も加えて欲しい。

現在は禁止されているが、過去の物が塗料がはがれて海底に存在している可能性がある。

有機スズ化合物は、特に環境ホルモンの疑いがある物質なので、事前の調査の中に加えてもらった方が良く考える。

【事務局回答】

水底土砂の判定基準の調査項目には有機スズは入っていない。意見の1の の調査項目の中に有機スズを入れる形で整理できるのではないかと考える。

【委員発言6】

準備書の三角港の土砂のデータでカドミウムの値が高い。浚渫土砂の事前調査で、特にカドミウムについては注意して欲しい。

2 植物について

【委員発言 7】

県内で少なくなってきた種の保全について、注意していただきたいということで意見を述べている。

3 生態系について

【委員発言 8】

補足的な話だが、現状調査では鞭藻類のような赤潮に関連したプランクトンが多いという結果は多分出ないと思うが、窒素・燐の増加ということがあれば、プランクトンが増加する可能性があるということで、そのことを前提として予測しておく必要があるということで意見に入れていただいた。

【委員発言 9】

生態系ばかりでなく、先の植物の話にも遡るが、アセス図書を見るときに動植物のリストについて、土地が改変される部分のリスト、開発地域の周囲のリスト、影響が与えられるであろう開発地域の周囲のリストという考え方を明確に整理して、リストアップして欲しい。

考え方が整理されないまま、全体のデータをリスト・アップしてしまうということが見受けられる。この点について、今後、県の方からも指導をして欲しい。

また、今回の準備書では、重要な氷川河口周辺のクロツラヘラサギの記載がない。参考文献に記載がないということでは済まされない。

【事務局回答】

既存文献の調査は行われているが、情報の収集が不足していたというのは事実かもしれない。ただ、現地調査の項では、クロツラヘラサギが冬の期間に生息しているということが準備書に記載されている。

4 人と自然との触れ合い活動の場について

特になし。

5 事後調査について

【委員発言 10】

事後調査について、ある期間が過ぎれば調査を終えるというのではなく、規模の大きな事業に関する事後調査については、調査の頻度は下げてもできるだけ長い期間、細々とでもモニタリングを続けるという発想を持ち続けて欲しい。

【委員発言 11】

事後調査に関する審査会意見（案）の「埋立地からの浸出水の周辺地域への影響」について記述されているが、「浸出水」の後に「溶出物質」も付け加えていただきたい。

事後調査の期間を5年間まで延長したいという事業者の考えがあるが、工事完了後の3年以降の調査は、例えば間隔を長くして、年1回、2年に1回とかいうように、細々と構わないので、できるだけ長期の事後調査計画を立てる必要があるのではないかと。

【事務局回答】

準備書に記載された事後調査の期間が短いということで委員から意見をいただき、審査

会意見（案）にまとめさせていただいている。

事後調査に関しては、専門家の意見を聴きながら実施したいと事業者は考えているようだ。

【委員発言 12】

埋立地の用途、土地の利用のされ方によって、事後調査のデータが変わってくる。最悪の場合、汚染物質を出すような企業が入ることもあり得る。これを、前もって予防できないか。

埋立地に有害物質による周辺環境への影響を及ぼすおそれのある施設を設置しないように、アセス図書、事後調査報告書に事業者からの意見を記載してもらうことはできないか。

【事務局回答】

公有水面埋立事業に関する法アセスでは、埋立跡地の利用までは対象とされていない。

しかし、環境配慮については、今後、土地利用を検討する段階で事業者に配慮してもらう必要があると考えている。

（5の事後調査に関する審査会意見に「溶出物質」を、また、1水象の の意見に有機スズに関することを加えることとし、文言については、関係委員と事務局で協議を行い、会長に諮り決定することとされた。）